院内介助チェックリスト

様式第２号(第４条関係)

記入日 　　　 年 　月 　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  | 被保険者氏名 |  |
| 被保険者住所 | 鰺ヶ沢町大字 | | |
| 介護支援専門員名 |  | 居宅支援事業所名 |  |
| 通院先名称 |  | 診療科名 |  |
| 訪問介護事業所名 |  | | |

ステップ１．院内介助が必要な事由（認定調査の情報に基づいて記載。）

（１）身体課題について

○歩行の状況は？（５ｍ以上歩けるか？）

□つかまらないでできる　　□何かにつかまればできる　　□できない

○車椅子の使用状況は？

□使用していない　　□使用中（□自走可・□自走不可）

○車椅子使用の頻度は？

□使用していない　　□長時間歩行時等　　□常時使用

○排泄の介護が必要か？

□自立　　□見守り等　　□一部介助　　□全介助

（２）精神課題について

○認知症の有無は？

□ない　　□ある

○常時見守りが必要な問題行動は？

□ない　　□ある（□徘徊・□危険行為・□不潔行為）

判断基準

ステップ２．訪問介護員による介助の必要性について

＊（１）について、「歩行ができない」、「車椅子を使用中であり自走不可」又は排泄について「一部介助」若しくは「全介助」のいずれかにチェックがある場合に、院内での介助が必要と判断する。

＊（２）について、認知症があり、かつ、問題行動がある場合について、院内での常時見守り等介助が必要であると判断する。

ステップ１の（１）又は（２）のいずれかの判断基準を満たす場合

ステップ２へ進む

□家族が対応できるのではないか？

□ヘルパーで代行できない範囲にないか？（医学的所見の聴取、治療方針の判断等を求め　　られる通院等）

□アセスメントによりヘルパーによる通院・外出介助の必要性が明確になっているか？

□介護保険以外の施策が活用できないか？（ガイドヘルパー、院内ボランティア等）

□できるだけ近隣で対応可能な病院はないか？（病院側が要望に応える素地があるのになされていない。）

（院内介助の位置づけについて）

□見守り、身体介護がない時間帯の居宅での状況と矛盾がないか？

□通院日以外の身体介護の必要性と提供状況とに矛盾がないか？

□乗降介助のみで対応できないか？

□介護報酬、保険適用外のタクシー代等の説明、同意を行っているか。

判断基準

＊ステップ２については、チェック項目すべてに該当する場合において、院内介助が位置付けられても差し支えないと判断する。

ステップ２の判断基準を満たす場合

ステップ３，４へ進む

ステップ３．自宅からの経路及び利用方法

○形態は？

□通院等乗降介助のみ　　□身体介護で介護タクシー　　□身体介護で一般タクシー

□身体介護で公共機関（バス・電車）　　□身体介護のみ（徒歩等）

□上記以外の移動手段（ 　　　　　　　　　　　）

○かかる時間は？（本人又は家族等からの聞き取りによるもので構いません。）

①外出前（家）　　　　　分

②往路　　　　　　　　　分 → 介護タクシーで運転手のみの場合は算定不可

③院内（病院）　　　　　分 → 院内において介助を要しない時間　　　　分…⑥

④復路　　　　　　　　　分 → 介護タクシーで運転手のみの場合は算定不可

⑤帰宅後（家）　　　　　分

○身体介護とする場合の算定時間は？　　　時間　　分～　　時間　　分

【内訳（上の①～⑥を用いて示してください。 ／ 例：①＋③＋⑤－⑥ ）】

介護給付費算定の考え方

＊身体的な介助が必要な場合は、訪問介護員による「具体的な介助に必要な時間」のみを算定する。

＊徘徊等で常時見守りが必要となる場合は、その時間を算定する。

＊介助者の見守りがない状況下でも、特段の支障があるとは言えないが、付添い（見守り）があったほうが安心であるといった場合等は算定対象とはならない。

＊単なる待ち時間（例えば院内でリハビリを行っている時間）や単なる付添い時間、診察時間及び診療のための更衣は、算定できない。

＊介護保険で算定できないことを訪問介護員が提供することを禁止しているのではない。介護報酬の算定ができないということである。

ステップ４．医師の意見（医療サービスをケアプランに位置づける場合、主治医等の指示を確認するのと同様に意見を求める。）

○院内介助の必要性について

○院内介助に対する主治医等が所属する病院、診療所等の管理者の判断

□院内スタッフのみで対応できる

□ヘルパーによる院内介助が必要である（必要な理由）

留意事項

＊院内介助がないと通院が困難であると判断されたケースが算定対象となるので、サービス担当者会議等において主治医の意見が不可欠となる。

＊医師の意見については、正式な書類があるわけではないので、必要な意見については適宜正確な記録をとること。

自宅からの経路及び利用方法が明確であり、主治医等が院内介助が必要と認めている場合

町の判断

介護給付費算定を　　認める。　認めない。

理由：

決裁日　　　　　年　　月　　日